会議報告書の公表要領

角田市長期総合計画審議会

1 報告書の作成

事務局は、角田市長期総合計画審議会の開催後、次に定めるところにより、速やかに報告書を作成します。

- (1) 審議会において協議された内容を概要版として報告書を作成します。
- (2) 発言した委員及び事務局員の氏名は公表することとします。

2 報告書の公表

1の規定により作成した報告書は、事務局内の決裁を経た後、 会長の承認を得た上で角田市ホームページ上において公表しま す。

報告書を公表する際には、審議会で配付した資料も合わせて公表します。

3 公表した報告書等に対する意見等

2の規定により公表した報告書及び資料に対する意見等については、角田市ホームページ上において受付けします。

意見等の受付け期間は、公表から1月程度とします。

4 報告書等に対する意見等の取扱い

報告書等に対し提出された意見等は、提出された以後に開催される直近の審議会において、報告します。

意見等の提出者の氏名については、非公表とします。

(令和2年9月2日制定)